

COMMONSは、社会のために何かしたい人、NPOという道具を活かしたい人を応援することで、組織の壁・心の壁を越えて、人がつながり共に行動する市民社会の実現を目指します。

コモンズの新事務所、開設！

2015年9月より、コモンズは水戸市大工町にある「トモスミと」に新たな事務所を構えることになりました。水戸市梅香にある茨城県労働福祉会館の事務所は会計・総務部門ならびに福祉相談部門として、また常総市の外国の子どもたちの学習支援拠点は維持しつつ、大工町事務所にNPO支援や地域連携支援、浪江町復興支援員の拠点、グッジョブ・センター（p.3~4）など様々な事業の拠点を置きます。

トモスミとは、国、県、水戸市も関わる「大工町1丁目地区市街地再開発事業」によって、水戸の新ランドマークとして2013年5月にオープンしました。3、4階は地域貢献目的に使用するというので、これまで1階に支店を構える水戸信用金庫とコモンズが連携し、フューチャーセンターや共助社会づくりフォーラムといったコモンズを象徴する行事を度々開催してきました。予定よりも遅れましたが、この9月よりコモンズが4階に入居できるようになりました。

4階はインキュベーション機能があり、NPOや地域起業などを模索する市民や団体が、比較的安価で入居できるようになります。コモンズの他、入居予定の支援機関により、連携支援が受けられ、水戸信用金庫の融資を受けられるよう経営支援を行うことも考えられます。

また3階部分は、100名程度の行事が開催できる大きなスペースのほか、10~20名程度の会議や研修ができる部屋が複数あり、シンポジウム開催には最適です。水戸駅からのアクセスも良く、様々な社会貢献行事開催が期待され、コモンズもこの運営に関わることとなります。ぜひお気軽にお立ち寄りください。



内 容	ページ
コモンズ新旧代表の挨拶	1
もう1つの学習支援	2
セーフティネットを創る	3~4
会計支援いばらき、再始動！ 社会的融資の仕組みづくり勉強会、スタート	5
休眠預金活用法案の動向 オススメ！助成金情報	6
NPO所轄庁業務担当の行政職員研修を開催 県の認定NPO法人となりました！	7

発行：認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ

(本部)

〒310-0022 茨城県水戸市梅香二丁目1番39号
茨城県労働福祉会館2階

☎：029-300-4321 FAX：029-300-4320

eメール：info@npocommons.org ウェブサイト：www.npocommons.org

(大工町事務所)

〒310-0031
茨城県水戸市大工町1-2-3 トモスミとビル4階C1

☎：029-291-8990 FAX：029-291-8991

ツイッター：@NPO_Commons

齋藤前代表理事の挨拶

今年の6月末を持って、茨城 NPO センター・コモンズの代表理事を横田能洋常務理事に交代いたしました。長期間にわたり代表理事を務めさせて頂きましたが、ほとんどその責務を果たすことができず会員のみなさまには申し訳なく思っております。

市民社会をつくる上で NPO 活動が果たす役割の重要性は、あらためて申し上げる必要もありませんが、とかく「非営利 (non profit)」という組織 (organization) 形態にとらわれて、営利組織・団体を「低く」見て、「我々は社会を少しでも良くするために活動しているのだから、収益が上がらないのは当然だ」、「収益を上げる必要はない」といった思い込みをしていないでしょうか。

市民活動を行う主体としては、ボランティアから NPO 法人、一般社団法人、社会的企業、株式会社など多様な組織形態があり、どのような組織でも市民活動を行うことができると思います。収益を上げなければ、新たな事業展開は困難ですし、スタッフとパート従業員の給与も上げることができず、少ないスタッフで「過重」な事業をこなさなければならなくなり、「燃え尽き症候群」に陥る懸念もあります。

生活者と地域社会の論理を基盤にして、事業収益を上げながら、人に優しい生活環境と社会システムづくりをめざす組織形態はどれが望ましいのか、あるいはどんな組織でもこの目標を共有できるのか、for profit でも non profit でもなく not for profit という理念をどうしたら共有できるのか、考えなければならないことはたくさんあります。



前代表理事 齋藤 義則

いずれにしてもコモンズは、高度化し多様化する生活者と地域社会のニーズに対応するためにも、マネージメント能力を相当高める必要があるように思います。「社会のために活動しているのだからマネージメントは軽視しても良い」と考えるとすれば、会員と市民に愛想を尽かされるのにそれほど時間はかからないでしょう。また、「中間支援組織だから何でもやらなければならない」という考え方も一度見直してみる必要があると思います。「何でもやっているけど、結局何をやっているの」とみられていないでしょうか。個別事業メニューの羅列では、目標とする市民社会の実現は遠のくだけでしょう。目標実現のためのきちんとしたシナリオが必要です。

代表理事に就任する前から、このような考えを持ってはいましたが、あまり改善することができませんでした。改善されなかった大方の責任は私にあることは自認しております。

そこで厚かましいこととは思いますが、会員と市民のみなさまには、このような課題を改善し目標とする市民社会を実現するために、なにとぞコモンズを見捨てずに、今後とも暖かいご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

長期間、まがりなりにも代表理事を務めることができたのは、会員と市民のみなさまのおかげと深く感謝いたしております。ありがとうございました。

横田新代表理事の挨拶

この度、代表理事となりました横田です。大学時代の恩師でもある帯刀先生に代表になっていただき、NPO で地域を変えようとの想いをもった仲間とコモンズを立ち上げて16年目になります。帯刀先生に続き代表を務めていただいた齋藤先生から、いよいよバトンを受けることになり、身が引き締まる想いです (外見はなかなか引き締まらないのですが)。

コモンズのような中間支援は、施設管理などを受託しない場合、安定財源をつくるのは困難です。そのため、他に取組む団体がなかなか出てきません。ひきこもりの青年の支援や外国児童の教育問題も公的財源がつきにくく、担い手が増えません。私にはニーズがあるのにやる人がいないなら自らやる、それが NPO というものだ、という発想が染みついているようです。

幸いニーズを調べるところから出発して活動を企画すると、助成金や仲間が得られたり、円卓会議を通じてバラバラに取り組んでいる人をつなぐと、新たな動きが生まれてきます。安定財源や事業の縛りがなかったことで、常に現場の地域課題にもチャレンジできたことは幸いでした。お金の代えられない様々な人、組織とのつながりができたからです。何もなしの中からよく毎年これだけの仕事やお金をつくってこれたと思う一方、そ



代表理事 横田 能洋

れでも赤字の年も多く、その累積が1,500万円になってしまいました。これを5年でなくすこと、そのためには、核になる事業が必要です。NPO の会計労務を支援する事業と、これまでのコモンズが蓄積してきた相談力と企業との関係を活かせる就労支援を柱にしていきたいと思っています。

5年前から常総で日系ブラジル人の労働や教育問題に関わるようになり、社労士やポルトガル語の学習も少しずつ続けています。先日ある方に、外国児童の教育という部分だけを見てみると仲間は増やしにくい、今の教育制度あるいは家庭が置かれている状況、一言で言えば格差の拡大と自己責任主義ゆえに、学んだりキャリアを形成する、つまり幸せを得るための道が閉ざされている、という構造を見て、この構造を変える運動をしなければ力が結集できない、と言われ、ハッとしました。学生時代、教育社会学を学びながら、いつも考えていたことだからです。そうした原点に立ち返りながら、多くの方々と、共に考え、共に動いていく、そんな COMMONS を次のステージに発展させていけるよう、理事、スタッフ、そして会員の皆さんと共に取り組んでいく決意です。どうぞよろしく申し上げます。

もう1つの学習支援

生活困窮者支援に関連して注目されてきているのが、今や6人に1人といわれる貧困世帯の子どもの学習支援です。昨年度、地域円卓会議から生まれた茨城大学の学生を主体とした学習支援は、今年の夏休みも実施され、また県内数カ所でNPOや社会福祉協議会が継続的に学習支援を行うようになってきました。これらの学びを支え、高校進学をサポートする団体が増えるように、いばらき未来基金で助成したり、学習の拠点となる場所を見つけたり、福祉行政と教育行政をつなぐ活動もコモンズでは行っています。

外国児童生徒の学習環境向上プロジェクトで成果

コモンズでは、常総市にある拠点を中心に、県内の小中学校に約2,000人在籍している外国籍児童生徒の学習環境向上にもこの5年間取り組んできました。義務教育の対象ではなく、言葉の壁や、文化の違いもあり、さらに出稼ぎで来る親の都合で、急に来たり帰ったりするブラジルやフィリピンの子もたちにとって、会話はできても、学習に必要な言語を身につけることは容易ではありません。そして学校の教員もどうして良いかわからない中で、孤軍奮闘しています。

よほど良い環境に恵まれないと、学びたいことも学べず、限られた仕事にしか就けない、そんな子どもたちの状態を何とか変えたい、子どもたちの進路を拓きたいとの想いで続けているのがこのプロジェクトです。2年間の成果として、これまで学校や教育委員会関係者と議論や研修を重ねてきた内容を冊子にまとめることができました。そして県立高校の入試制度もプロジェクト・メンバーの要望によって一部変わることになりました。

子ども、保護者、教員の支援を継続

毎年8月に行うサマー・スクールでは、今年は中学生を対象に行い、7名が7日間、大学生などのボランティアに宿題を見てもらいました。お楽しみ企画として流しそうめんをしたり、浴衣を着たり、花火を観るなど、日本の文化にも触れてもらうことができました。

8月18日には、常総市内の外国籍児童生徒の日本語指導を担当する教員の情報交換会を開催しました。5校の教員全員が、初めてこうした子を受け持ち、どのように教えるか手探り状態で、今後も情報交換をしていくことになりました。外国籍児童生徒の保護者に対しても、高校進学に関する情報を伝えるための進路ガイダンスを県内数カ所で行うほか、今年初めて、学習支援ボランティア養成講座を県西生涯学習センターと協働して行います。



教員の情報交換会



サマー・スクール



浴衣でポーズ



送料をご負担いただければ、「外国とつながる子どもの学習環境向上プロジェクト」報告書、差し上げます！これまでの学習支援事業の歩みや、多文化共生社会づくりに向けたヒントが。ご関心がある方は、コモンズまでお問い合わせください（☎：0297-44-4281）。

学習支援のやりがい

私自身、8月はフィリピンから来た中学3年生の数学を教えるために、30年ぶりに中学校の数学を学び直したり、小学校に入学したいという子どもの手続きを片言の英語で手伝いました。少しのサポートでも子どもや学校の役に立つことはできますし、学びたい気持ちを持った人の役に立つ活動は、とてもやりがいがあります。学習支援の活動に興味がある方は、ぜひコモンズまでご連絡ください。

（文責：横田）

セーフティネットを創るため、支援機関同士、若者と仕事をつなげる

昨年度から commons では、生活困窮者支援に関する団体や相談機関をつなぐ活動に力を入れています。commons が運営に関わっている「よりそいホットライン」には、様々な悩みが寄せられます。

生活困窮な状態とは、単に経済的に困難だけではなく、心の悩み、仕事の悩み、家族内のトラブル、借金など様々な困難が重なります。不安と孤立の中でどうしたら良いかわからない、勇気を出して相談をしても、窓口を教えられただけで結局何も解決せず、さらに追い込まれたり諦めているような状態です。

このような人が窮状から脱するには、課題を徐々に解きほぐ

しながら、解決に向けて共に考え伴走する人が必要です。そして、その人は様々な課題に応じて適切な支援者とつながる必要があります。実際には精神障害があるのに、障害者手帳を持たないがゆえに福祉サービスが受けられない人など、制度の狭間にある人や、自ら相談に出向かない人の困りごとは行政では見過ごされがちです。

このように見えない生活困窮者の SOS を発見し、課題を整理しながら支援につなぐという役割はとても重要なのですが、多くの相談機関は縦割りで、且つ待ちの姿勢が多く、専門性を持った NPO が活動していても、行政にきた相談がそうした NPO につながりにくいという問題があります。

資源リストだけでなく、直に知り合う場づくり

そこで commons は、昨年度、生活困窮者支援に関わる約 60 の団体を紹介した社会資源リスト「リンク」を作成し、相談機関に配布しました。4 月から各市が生活困窮者自立支援法に基づき相談窓口を開設したので、分野を網羅した支援制度と NPO のリストが掲載されたリンクはとても喜ばれました。

けれども実際に電話をかけられる関係になるには、直接会う機会も必要です。そこで今年度は、県内の 5 つのブロックごとに様々な職種で支援活動を行っている人の交流会を行っています。8 月 24 日、筑西市で開催した県西ブロックの交流会には、児童相談所、児童福祉施設、保健所、市の児童相談員、社会福祉協議会、教育委員会、高校などの関係者が集まりました。この日は、高校を中退したり、ひきこもったりして困窮に陥りがちな若者の支援をテーマに、高校と NPO が連携して、在学中から地域の支援施設と接点をつくっている横浜市の事例を聞いたり、定時制高校の生徒の実情、若者サポートステーションの実践などを聞きました。グループ討議でも、様々な課題が出され、今後も具体的なケースをもとに連携について話し合っていくことになりました。



相談窓口の課題は、相談の出口をつくること

生活困窮者自立支援法に関わっている水戸周辺の社会福祉協議会の相談員との情報交換会も毎月実施していますが、共通する課題は、生活保護が受けられず、一般就労もすぐにはでき

ない人の「仕事がしたい」といった相談に対して「つなぎ先」がない、ということです。commons ではこれまでも、ハンディがある人に仕事の機会をつくってきているので、commons の業務を手伝ってもらう訓練生を受け入れることにしました。このようなボランティアと通常の仕事の間にあるのが「中間的就労」という訓練で、国もこれを広げられるかどうか、生活困窮者支援の要と位置付けています。

commons では、経験は乏しいけれど仕事がしたい人と、地域の仕事を結び付ける「グッジョブ・センター」を立ち上げました。この事業で常陽銀行の「第 3 回常陽ビジネスアワード」に応募し、約 300 件の申請の中で上位 4 位に入り、地域協創賞を受賞しました。

県西での支援者交流会



ジョブ・トレーナー養成始まる

コモンズでは、グッジョブ・センターを動かすために、若者によりそい、地域の仕事を開拓しながら中間的就労の機会をつくる際の要となる「ジョブ・トレーナー」の養成研修を、8月に行いました。4日間にわたる研修には、生活困窮者の

相談対応をしている社会福祉協議会職員、若者の就労訓練などを行っているNPO職員など15名が参加し、訓練事業で実績がある千葉と栃木の事業所から講師を招き、両県の下記のような中間的就労の仕組みについて学びました。

事業名	ユニバーサル就労	ユニバーサルデザインジョブ事業
実施主体	NPO法人 ユニバーサル就労ネットワークちば	一般社団法人 栃木県若年者支援機構
主な対象	発達障がいなどで一般就労が難しい人	長くひきこもっていた若者
訓練の目標	本人に合う職場体験先を探してマッチングし、実習、非雇用型訓練、雇用型訓練を経て、段階的に一般就労につなげる。	就労経験が少なく、コミュニケーションが苦手な若者3名にジョブコーチがついて、4人で2人分の仕事を請け負い、経験と自信を培う。
特徴	既に職場で行われている業務を分解し、訓練生ができる作業をつくりだす。	ジョブ・トレーナーを中心にチームで作業し、達成感を得る。
主な訓練先と仕事内容	介護施設、生協の店舗、事務所における清掃、業務の補助	農家の収穫、草刈、ビル清掃、車の整備、リサイクル品の分別など
運営経費	生活困窮者自立支援法における就労訓練事業として行政経費で賄う。	発注主からの作業代金の中からトレーナー人件費を生み出す。

グッジョブ・センターの事業

- ① 仕事の開拓
介護施設、NPO、物販、商店街、農家など
- ② モデルとなる職場での訓練メニューの企画
現場の業務の棚卸しを行い、行える作業を作り出す
- ③ ジョブトレーナーの研修と訓練準備
仕事の依頼主とトレーナーで打合せ。各職場に訓練事業の趣旨をしっかりと伝え、受け入れ環境づくりを行う。
- ④ 訓練作業プログラムの運営
9時～15時まで様々な現場に出向いて訓練。
- ⑤ 教わる側から教える側へ
訓練回数を重ねた若者がトレーナーにまわるようにし、一般就労につなげる。

ジョブ・トレーナーの役割

上記を学びながら、トレーナーの役割として次のように整理しました。

- 地域の様々な仕事場で、就労経験が乏しく、対人コミュニケーションに課題がある人でもできそうな仕事を「業務分解」によって見つけ出し、訓練メニューを作って各職場に提案する。
- チームで請け負えそうな地域の仕事がないか、常にアンテナを立て、便利屋に近いスタイルで営業をし、仕事の機会、メニューを開拓する。
- 若者の気持ちに寄り添い、気持ちを引き出し、柔らかいチーム・ワークで仕事を達成させる。

さらに研修では、訓練先になるうる仕事を考え、40の仕事メニューをつくったり、想定される様々なトラブルとそれらへの対処法を学び、参加者同士の互いの強みを共有し、関係性を深めました。

今後のグッジョブ・センターの展開

- トレーナー研修参加団体などで、訓練先や請け負える仕事、訓練生をシェアする組織を立ち上げる。
- トレーナーが各自で40の分野で具体的な訓練先を開拓し、上記組織間で訓練先情報を共有する。
- 訓練（仕事）の機会を得た場合、組織を通じて訓練生を募れるようにして、仕事の機会を増やす。
- トレーナーが協力して、現場に出向き訓練を行い、就労につながるような成果を作り出す。
- 一定の訓練先、仕事量を確保しながら、組織専属のトレーナーを数名置くようにする。

会計支援いばらき、再始動！



NPO 法人への会計支援に関心がある税理士や公認会計士などを対象に、NPO 法人会計基準などの勉強会を、 commons はこれまで開催してきました。NPO 法人会計基準や税務、労務などを学ぶ NPO 組織基盤強化セミナーを連携して開催してきましたが、より基礎的な会計から学び、決算書が会計基準に沿ったかたちで作成できるように学習する機会が必要という意見を受けて、commons 監事の秋元税理士、理事で公認会計士の坂本氏とともに、秋から冬にかけて NPO 法人の会計勉強会を開催することとなりました。

トモスみとの会計支援と併せて、会計専門家派遣の体制をつくることで、NPO の信頼性を向上させ、寄付や会費など市民の応援が集まりやすい状況をつくりたいと思います。NPO のみなさんには、ぜひ勉強会にご参加いただき、一緒に組織の信頼性を高めましょう。

社会的融資の仕組みづくり勉強会、スタート



みなさんは「融資」という言葉を聞いて、どんな印象を持たれますか？「借金してまで市民活動したくない！」「利子と一緒に返済するのが大変・・・」などいろんなイメージがあると思います。しかし他県では、助成金だけでなく融資の仕組みを活用して、事業を円滑に進めたり、組織規模を拡大している事例があります。しっかりと返済できる事業計画があれば、金融機関は NPO への融資を検討します。とはいえ、まだ社会的事業に融資する例は徐々に増えてはいるものの、茨城では一般的ではないようです。

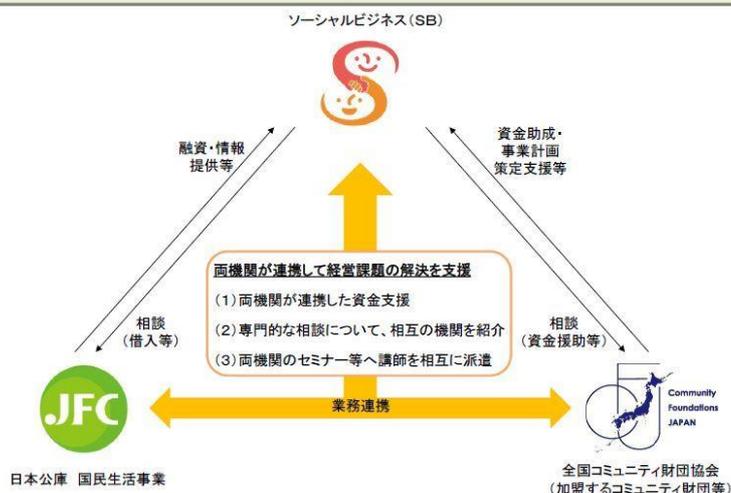
そこで、NPO バンク事業を長年継続しているコミュニティ・ユース・バンク momo の木村真樹代表理事を水戸に招いて、県内金融機関とともに勉強会を開催しました。木村氏が作成した『お金の地産地消白書 2014』を読みながら、愛知での地域金融機関と連携した NPO への融資の事例を学びました。また参加した金融機関から、現在の NPO への融資の状況などを共有いただきました。

この勉強会に先立ち、いばらき未来基金も加盟する全国コミュニティ財団協会が日本政策金融公庫とソーシャルビジネス支援で連携することが発表されました。社会的事業への助成と融資の切れ目をなくすため、情報交換や勉強会開催などを通じて、資金支援を進める予定です。また、日本政策金融公庫を中心として、茨城県内でも社会的事業への融資のための組織連携が現在模索されています。このネットワークは 9 月にも設立が予定されています。さらに、10 月 1 日から NPO も信用保証制度（信用保証協会が融資債務を保証し、債務返済ができなくなった場合に返済を肩代わりする制度）を利用することができます。このように、NPO が活動資金を得やすくなる状況が、徐々に生まれつつあります。

大切なのは、社会的事業に対する期待の高まりに対し、我々 NPO がしっかりと応えられるか、ということです。長期的な事業計画づくりと、人材育成、それに成果指向が求められています。もちろん、無理に借金をする必要はありませんが、活動を広げたり、顕在化している社会的ニーズに応えるために、必要に応じて金融機関から融資を受けるという選択肢を検討することも重要かと思ひます。

介護保険事業者や障がい者就労支援施設が、行政からの入金までに必要なお金の融資を受ける、いわゆる「つなぎ融資」が一般的だと言われていますが、つなぎ融資以外の融資事例がさらに生まれるよう、引き続き勉強会を開催して、金融機関の連携を模索していきたいと思ひます。

ソーシャルビジネス支援に関する連携イメージ図



「休眠預金活用法案」が国会で議論されています



既に報道でご存知の方も多いと思いますが、「休眠預金活用法案」が今国会に提出されることが決まりました。超党派の議員連盟が法案を作成したので、今国会で成立する公算が大きいと言われていますが、9月7日時点ではまだどのような展開になるのか、国会の情勢は不透明です。

英国や韓国をモデルにしたこの法案は、10年以上出し入れがない口座に眠る「休眠預金」を、様々な民間の社会福祉事業に活用できるようにするものです。マイナンバー制度が確立すると休眠預金がなくなるのでは、という見方もされていますが、現在はこのような預貯金が年間1千億円ほどあり、預金者が名乗り出ない預金は約500~600億円があります。法案では預金保険機構が、国が指定する中立的な「指定活用団体」に資金を交付し、この指定活用団体が寄付や助成実績がある

民間機関を通じて、NPOなどに助成や融資を行う、ということになっています。

これだけの大金が、本当に有効に活用されるのか、チェック機能は働くのか、妙なバブル状態となり、この資金がなくなった後にNPOが財政的に自立していけるようになるのかなど、運用に向けた疑問は少なくありませんが、仮にこの法案が通った際にも茨城でしっかりと対応できるように、いばらき未来基金などを通じて環境整備を整えていきたいと思えます。NPOにも、社会課題を可視化させ、課題解決のために成果を生み出す力と、成果を客観的に測定する力がこれまで以上に求められます。

オススメ！助成金情報

コモンズが「これは！」と思った助成金情報の一部をご紹介します。ぜひ申請のチャレンジを！ここでご紹介しきれなかったものもありますので、詳しくはコモンズが開催するセミナーなどにご参加ください。

また、コモンズは助成金申請のご相談にも応じます。各団体に合わせた助成金の紹介や、実際に書いてみた申請書のチェックとアドバイスなどできますので、まずはお気軽にご相談ください。

名称	対象となる活動	対象となる団体	助成金額上限	締切	ウェブサイト
トヨタ財団「国内助成プログラム」	<ul style="list-style-type: none"> 若者が住民とともに行う地域課題解決につながる新たな仕事づくり 地域課題の解決につながる仕事の未来の担い手育成 	多セクターが参加するプロジェクトチーム	2年間で平均429万円（総額1億円）	9月30日（水）	www.toyotafoundation.or.jp/program/community.html
TOTO水環境基金	水とくらしの関係再生または新しい文化実現のための活動	法人格は問わない	80万円（総額1,050万円）	10月10日（土） ※ 消印有効	www.toto.co.jp/company/environment/social/mizukikin
花王・みんなの森づくり活動助成	市民による森づくり活動と環境教育活動	子どもたちに緑との触れ合い機会をつくる森づくり活動団体	初年度及び2年目50万円、3年目25万円（15~20団体程度）	10月16日（金） ※ 消印有効	http://urbangreen.or.jp/ug/blog/category/kaominnanomori/page/3
損保ジャパン記念財団「認定NPO法人取得資金」助成	認定NPO法人取得に必要な活動	NPO法人	30万円（総額600万円）	10月30日（金）	www.sjnkwf.org/jyosei/nintei-npo.html
年賀寄附金助成	社会福祉増進、災害救助・予防、特殊疾病の研究・予防、被爆者支援、交通・水難事故救助や予防、文化財保護、青少年育成、健康増進・スポーツ振興、途上国からの留学・研修生支援、環境保全などを目的とした活動	NPOなどの非営利法人	500万円（「活動・チャレンジプログラム」への申請は50万円）	11月13日（金） ※ 消印有効	www.post.japanpost.jp/kifu
JT NPO 助成事業	昨年度は地域コミュニティの再生・活性化のための活動	昨年度は法人格を有して1年以上実績がある非営利法人	昨年度は150万円	昨年度は11月20日	www.jti.co.jp/csr/contribution/social/npo/index.html
水戸市協働事業提案制度「わくわくプロジェクト」	水戸市との協働による地域課題の解決に向けた事業	NPO法人、任意団体、サークル、地域コミュニティ団体、企業	50万円	例年1月中旬	www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000284/000334/p014113.html

NPO所轄庁業務担当の行政職員研修を開催

平成 23 年度より始まった NPO 法人認証等事務権限移譲を受けた県内自治体数は毎年増加し、現在では 16 の自治体にまで増えました（平成 27 年度から実施している自治体は日立市、結城市、かすみがうら市）。また、茨城県内の NPO 法人数も、平成 10 年の NPO 法施行以後増加し、平成 27 年 7 月末日現在 752 法人となりました。

一方、移譲を受けたものの、具体的に NPO 法人とのやり取りや設立認証、監督業務などを行う中で、移譲以前は顕在化していなかった疑問や不安を抱える自治体も少なくありません。また、所轄庁としてどこまで助言を行えば良いのか模索しながら進めている状況があります。さらに、県内自治体担当者同士が、市民活動支援や協働環境整備に関する情報交換を行う機会も限られています。

そこで、自治体担当者がそれぞれの NPO 法人や市民活動への対応状況や疑問点を出し合い、NPO 法人や市民活動支援に関する知識を深めることを目的に、8 月末に情報交換会を開催しました。NPO 法の特色や所轄庁の役割と権限の範囲についての講義と、NPO 法人を設立したいという相談者に対して、何を聞き、どの程度行政としてアドバイスするべきかを議論



するワークショップを行いました。参加者からは「他市の考え方をいろいろ聞いたのはとても参考になった」といったご意見や、「NPO を育てる、という視点を持っていきたい」、「制度上の NPO と一般的な NPO のイメージにギャップがあり、そこでの説明に苦慮している」といったご意見も聞かれました。今後も同様な機会を設け、自治体職員の NPO への理解向上や市民活動・協働の推進につながればと思います。

県の認定NPO法人となりました！

この 6 月 30 日より、 commons は茨城県の認定 NPO 法人として、生まれ変わりました。これまでは国税庁の認定 NPO 法人でしたが、認定期間満了の 5 年を迎えるため、NPO 法改正に合わせて所轄庁認定 NPO 法人となるべく、1 年前から申請準備を重ねてきました。

国税庁での申請の際にはあまり重視されていなかったチェック・ポイントも数多くあり、特に寄附者名簿、事業契約書類、内規、理事会や総会の議事録などの書類の適正保管及び管理が強く求められていると感じました。申請に際して、ほぼ毎日のように申請窓口である茨城県 生活文化課 県民運動推進室と連絡調整したり、書類を何度も提出していた時期もありました。寄附者名簿の適正管理と、実績判定期間となる最後の年度の決算が終了した時点で、できるだけ早く茨城県に申請の相談をしに行くことが大きなポイントかと思います。commons も申請にとっても苦労した経験を踏まえ、これから認定 NPO 法人申請を検討している団体への助言などお役に立てればと思っています。まずはお気軽にご相談ください。

また、県の認定 NPO 法人となったことで、引き続き寄附者優遇税制が 5 年間適用されることになりました（commons の



事業として位置付けているいばらき未来基金への寄付も同様です。ぜひ commons の活動に引き続きご理解いただき、寄付を通じた応援もいただければと思います。認定 NPO 法人となったお祝いのご寄付など、お待ちしております！

郵便振替：00160-7-46911

口座名： 茨城 NPO センター・commons

発行：認定NPO法人 茨城NPOセンター・commons

（本部）

〒310-0022 茨城県水戸市梅香二丁目 1 番 39 号

茨城県労働福祉会館 2 階

☎：029-300-4321 FAX：029-300-4320

eメール：info@npocommons.org ウェブサイト：www.npocommons.org

（大工町事務所）

〒310-0031

茨城県水戸市大工町 1-2-3 トモスミとビル 4 階 C1

☎：029-291-8990 FAX：029-291-8991

ツイッター：@NPO_Commons